

公 表 第 1 4 号

地方自治法第242条第1項の規定により、請求人から提出された住民監査請求についてはこれを却下し、請求人に対して別紙のとおり通知したので公表します。

平成29年8月21日

久留米市監査委員	中 島 年 隆
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	市 川 廣 一
久留米市監査委員	大 熊 博 文

平成 29 年 8 月 21 日

請求人 **** 様

久留米市監査委員	中 島 年 隆
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	市 川 廣 一
久留米市監査委員	大 熊 博 文

住民監査請求に基づく監査の結果について(通知)

平成 29 年 7 月 27 日に收受した久留米市職員措置請求書につきましては、これを却下しましたので通知いたします。

記

(却下の理由) 別紙のとおり

(補 足 説 明) 住民監査請求の結果に対して不服申立てを行うことや、同一の財務会計行為等を対象として、重ねて住民監査請求を行うことは、制度上認められていません。

住民監査請求の結果等に不服があるときなど所定の場合については地方自治法上、住民訴訟の手續が設けられています。

ただし、その場合においても、様々な訴訟要件等が規定されていますので、本件請求の場合でも対象となりうるのかどうかなどは、裁判所等に確認されますよう申しそえます。

通知書

1 監査請求書の收受

平成29年7月27日に「久留米市職員措置請求書」が、提出され、同日收受した。

2 請求人

氏名 (***) 久留米市在住

3 請求書及びその要旨

(1) 表題 「久留米市職員措置請求書」

(H28年度の財産処分取得における不法支出に関する請求)

(2) 請求書の要旨

「久留米市職員措置請求書」

(抜粋/表記の一部を整理)

1 請求の要旨

久留米市長檜原利則及びH29年3月当時の総務部長が、平成29年3月24日に三潴町高三潴4105-3の土地を×××在住の×××に有償譲渡を行なう際、不法に全部事項証明書を公用で取得を行ったが、土地売買契約第4条に違反している。

久留米市は、売買物件の登記については、土地売買契約第4条により申請者において遅滞なく登記事項証明書等の所有権移転が終了したこと証する書面を添えてその旨を通知しなければならないとなっているが、行政が全部事項証明書を公用で取得している。なお、その際に、地方公務員法第35条違反で取得している。

本来申請人が提出すべき書面を久留米市が公用で取得している。そのために、久留米市に600円の損害を与えている。久留米市長檜原利則及びH29年3月当時の総務部長は、速やかに一般財源として処理することを求める。

4 監査請求に関する決定について (平成29年8月18日決定)

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下同じ。)第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断されるため、監査の対象とはならない。したがって、適法な請求としては受理できず、却下して監査は実施しないことを監査委員の協議により決定した。

5 決定の理由

住民監査請求制度によって監査を求めるためには、地方自治法第242条の規定に基づき、請求人及び監査の対象等について定められた要件を全て満たすことが必要である。その対象とされる行為についての要件は、当該普通地方公共団体の長又は職員について、違法若しくは不当な①公金の支出②財産の取得、管理若しくは処分③契約の締結若しくは履行④債務その他の義務の負担、又は⑤公金の賦課若しくは徴収を怠る事実⑥財産の管理を怠る事実のいずれかの事実(以下「財務会計行為」という。)があると認められる場合に限られるものである。

本件請求の内容から検討すると、請求人は、土地売買契約書第4条第3項には、買受人は所有

権移転登記を完了したときは、遅滞なく登記事項証明書等の所有権移転登記が終了したことを証する書面を添えて、久留米市に通知しなければならないとあるにもかかわらず、久留米市は公用で登記事項証明書を取得し、久留米市に600円の損害を与えていると主張している。

このことについて、登記手数料令第19条には、「国又は地方公共団体の職員が、職務上請求する場合には、手数料（第二条第六項から第八項まで、第三条（同条第六項を第十条第三項において準用する場合を含む。）、第四条、第七条、第九条及び第十条第二項に規定する手数料を除く。）を納めることを要しない。」と規定されており、公用で登記事項証明書を取得する際の手数は無料で公金は支出されておらず、財務会計行為は行われていないことが認められる。

よって、本件請求については、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求としての要件を欠くため、その請求を却下することとする。